

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正したいので、議決を  
求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第6号）の一部を  
次のように改正する。

第6条の2の表に次のように加える。

熊本市立川尻小学校 熊本市立城南小学校	熊本市立城南中学校
熊本市立楠小学校 熊本市立榆木小学校	熊本市立楠中学校
熊本市立杉上小学校 熊本市立隈庄小学校 熊本市立豊田小学校	熊本市立下益城城南中学校
熊本市立田原小学校 熊本市立菱形小学校 熊本市立桜井小学校	熊本市立鹿南中学校
熊本市立植木小学校 熊本市立山本小学校 熊本市立山東小学校	熊本市立五霊中学校
熊本市立吉松小学校 熊本市立田底小学校	熊本市立植木北中学校

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（提出理由）

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項の規定により、  
小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すことにより公教育の質の向上を  
図るため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則

(昭和27年教育委員会規則第6号)第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正後（案）		現行		備考
<p>第6条の2 次の表の左欄に掲げる小学校及び同表の右欄に掲げる中学校は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項の規定により、それぞれ小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すものとする。</p>		<p>第6条の2 次の表の左欄に掲げる小学校及び同表の右欄に掲げる中学校は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項の規定により、それぞれ小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すものとする。</p>		
小学校	中学校	小学校	中学校	
熊本市立芳野小学校	熊本市立芳野中学校	熊本市立芳野小学校	熊本市立芳野中学校	
熊本市立富合小学校	熊本市立富合中学校	熊本市立富合小学校	熊本市立富合中学校	
熊本市立向山小学校	熊本市立江南中学校	熊本市立向山小学校	熊本市立江南中学校	
熊本市立河内小学校	熊本市立河内中学校	熊本市立河内小学校	熊本市立河内中学校	
熊本市立託麻東小学校	熊本市立二岡中学校	熊本市立託麻東小学校	熊本市立二岡中学校	
熊本市立本荘小学校 熊本市立春竹小学校	熊本市立江原中学校	熊本市立本荘小学校 熊本市立春竹小学校	熊本市立江原中学校	
熊本市立中緑小学校 熊本市立銭塘小学校 熊本市立奥古閑小学校 熊本市立川口小学校	熊本市立天明中学校	熊本市立中緑小学校 熊本市立銭塘小学校 熊本市立奥古閑小学校 熊本市立川口小学校	熊本市立天明中学校	
<u>熊本市立川尻小学校</u> <u>熊本市立城南小学校</u>	<u>熊本市立城南中学校</u>			
<u>熊本市立楠小学校</u> <u>熊本市立楡木小学校</u>	<u>熊本市立楠中学校</u>			

<u>熊本市立杉上小学</u> <u>熊本市立隈庄小学</u> <u>熊本市立豊田小学</u>	<u>熊本市立下益城城南中学</u>	
<u>熊本市立田原小学</u> <u>熊本市立菱形小学</u> <u>熊本市立桜井小学</u>	<u>熊本市立鹿南中学</u>	
<u>熊本市立植木小学</u> <u>熊本市立山本小学</u> <u>熊本市立山東小学</u>	<u>熊本市立五霊中学</u>	
<u>熊本市立吉松小学</u> <u>熊本市立田底小学</u>	<u>熊本市立植木北中学</u>	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。